答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が、生活保護変更通知書(以下「本件処分通知書」という。)により請求人に対して行った保護申請却下処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

令和4年6月16日に受講した障害年金講座の講師である社会保険労務士から「あなたは障害年金受給要件に該当し、その手続きは〇〇区役所の年金調査員が責任をもって行う業務である」と回答された。その回答をもって、〇〇の職員が同月27日に事務所のケースワーカーに連絡をした。

令和4年7月27日に〇〇区の年金調査員と会い、診断書と受診 状況診断書を見せた際、「あなたには受給資格がある」と聞いて いる。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規 定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

	年	月	日		審議経過
令和	5 年	7 月	4	日	諮問
令和	5 年	8 月	2 5	日	審議(第81回第2部会)
令和	5年1	0 月	2 0	B	審議(第82回第2部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る 資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持の ために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

(2) 保護の申請

法24条1項は、保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名 及び住所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護 の実施機関に提出しなければならないとし、同条3項及び4項は、 保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要 否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定理由を付 した書面をもって、これを通知しなければならないものとしてい る。

そして、同条9項は、同条1項から7項までの規定を要保護者 等からの保護の変更の申請について準用するものとしている。

(3) 職権による保護の変更

法25条2項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状

態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(4) 障害者加算

保護基準は、別表第1生活扶助基準の中に、各種加算を位置付けており、その1つに障害者加算を挙げている(別表第1・第2章・2)。

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7・2・(2)・エ・(ア)は、障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこととしている。

また、同・(イ)は、これらを所持していないものについては、 障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書そ の他「障害の程度が確認できる書類」に基づき行うこととしてい る。

そして、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7・問65は、この「障害の程度が確認できる書類」には、精神障害者保健福祉手帳が含まれるものとして解して差し支えないかとの問いに対し、精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診察を受けた後1年6月を経過している場合に限り、同手帳が含まれるものと解して差し支えないとする。この場合において、同手帳の1級に該当する障害は、国民年金法施行令別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害とそれぞれ認定するものとする。

なお、保護基準は、生活扶助等の基準額を定めるに当たり、地域ごとの級地区分を定めており、〇〇区は、級地区分において「1級地-1」に該当する地域であるとされ(保護基準別表第9・1・(1))、同地域における障害者加算額(国民年金法施行令別表に定める2級の障害、居宅)は、17,870円とされている

(同別表第1・第2章・2・(2))。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本件診断書写し及び判定 基準写しを添付した本件申請に対し、障害の等級が分かる書類が なく、障害者加算に係る障害の程度を判定できないとして、本件 申請を却下したことが認められる(本件処分)。

障害者加算については、障害の程度の判定は、身体障害者手帳等を所持していないものについては、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他「障害の程度が確認できる書類」に基づき行うこととされ、この「障害の程度が確認できる書類」には、精神障害者保健福祉手帳が含まれると解して差し支えないとされているが(上記1・(4))、被保護者自ら取得した診断書は、「障害の程度が確認できる書類」に含まれるものとして挙げられていない。

そうすると、処分庁が、本件診断書写し等を添付した本件申請に対し、障害者加算に係る障害の程度を判定できないとして却下した判断は、上記1の法令等の定めに則って適正に行われたものということができ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。 しかし、本件処分が法令等の定めに則って適正に行われたものと 認められることは上記2で述べたとおりであるから、請求人の主 張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来